

## 新型コロナウイルス感染症のいわゆる後遺症と労災

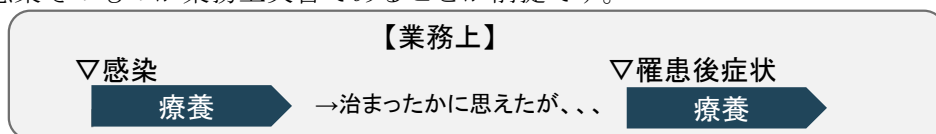
新型コロナウイルス感染症に罹患し、感染性が消失し主な症状は回復したにもかかわらず、新たに、または再び生じた何らかの症状に悩むケースがあるようです。一般的には後遺症と言われますが、行政ではこれを「罹患後症状」と呼んでいます。

2022年4月に出版された「新型コロナウイルス感染症診療の手引き 別冊罹患後症状のマネジメント(第1版)」では、代表的な罹患後症状として以下をあげています。

- 疲労感 ●倦怠感 ●関節痛 ●筋肉痛
- 咳 ●喀痰 ●息切れ ●胸痛 ●脱毛
- 記憶障害 ●集中力低下 ●不眠 ●頭痛 ●抑うつ
- 嗅覚障害 ●味覚障害 ●動悸 ●下痢 ●腹痛 ●睡眠障害 ●筋力低下

### 1. 罹患後症状と労災

業務により新型コロナウイルスに感染した後の症状であり療養等が必要と認められる場合は、労災保険給付の対象となるとされています(「新型コロナウイルス感染症による罹患後症状の労災補償における取扱い等について」基補発 0512 第1号令和4年5月12日)。実務上は、罹患後症状のみを単独で業務上災害とはできませんので、感染そのものが業務上災害であることが前提です。



### 2. 新型コロナウイルス感染症についての労災補償の考え方

調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして労災保険給付の対象とされます(「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」基補発 0428 第1号令和2年4月28日、最終改正令和3年6月24日)。

#### ＜具体的な取扱い＞

|    |                            |  |
|----|----------------------------|--|
| 国内 | ア医療従事者等                    | 患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象  |
|    | イ医療従事者等以外の労働者で感染経路が特定されたもの | 感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象  |
|    | ウ医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの  | 調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断<br>(ア) 請求人を含む複数の感染者が確認された労働環境下での業務<br>(イ) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務 |
| 国外 | ア海外出張労働者                   | 出張先国が多数の本感染症の発生国であるとして、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合には、出張業務に内在する危険が具現化したものか否かを、個々の事案に即して判断   |
|    | イ海外派遣特別加入者                 | 海外派遣特別加入者については、国内労働者に準じて判断   |

なお、新型コロナに関する保険給付と特別支給金は、メリット収支率の算定の際には算入されませんので、新型コロナに関し労災申請したからといって保険料の増加にならないことを申し添えます。

ホームページ「関東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ

<https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断

転載は禁止しています。

社会保険労務士法人 関東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711